

文教大学チャレンジ育英制度規程

(目的)

第1条 この制度は、文教大学（以下「本学」という。）に在籍する学生で正課外活動は社会活動等を行っている学生に対し、支援のため育英金を支給することを目的とする。

2 この制度は、文教大学チャレンジ育英制度と称する。

(出願対象者)

第2条 前条第1項の「本学に在籍する学生」とは、次の各号に該当する者とする。

- (1) 文教大学学生
- (2) 文教大学専攻科学生
- (3) 文教大学大学院学生
- (4) 文教大学外国人留学生別科生

2 前項の学生には、研究生、委託生、聴講生及び科目等履修生を含まない。

(育英金の原資)

第3条 育英金は、毎年度予算と特定寄付金をもってこれに充てる。

(育英金の種類)

第4条 文教大学チャレンジ育英金の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 企画奨励

地域交流、福祉活動、環境問題等に取り組む企画及び自己の知的好奇心、探究心を極める企画を遂行し、その実現に努力している学生に対し、その計画が達成でき、かつ、高い実績を残すことができるよう育英金を給付するもの

(2) 論文奨励

約4,000から5,000字の課題論文を提出し、優秀者には育英金を給付するもの

(適用)

第5条 採用された企画等は、原則として採用年度限りとする。

(給付額)

第6条 育英金の給付額は、個人、団体を問わず、1件あたり20万円を上限とする。

(採用数)

第7条 育英金の給付対象は、1つの育英金の種類につき各校舎10件以内とする。

(募集)

第8条 募集は、各校舎の教育支援課又は学生課が毎年度これを行う。

(選考及び決定)

第9条 育英金給付者の選考は、学生委員会が行う。

2 学生委員会は、応募企画等を選考するために、各校舎に選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

3 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 学生委員長
- (2) 学生委員会委員
- (3) 教育支援課長又は学生課長

(4) その他選考委員会委員長が認めた者

4 委員長は学生委員長とする。

5 委員長が不在のときは副委員長が代行するものとし、副委員長は学生委員会委員から選出する。

6 委員会は、委員の3分の2以上の出席（委任を含む。）により成立し、選考の決定は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

7 委員長は、教授会への報告を経た採用者に関する選考について、学長に報告しなければならない。

(育英金の給付)

第10条 採用者に決定した学生には、育英金を給付する。

(施行細則)

第11条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、学生委員会の発議により、大学審議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する